

第 9 号議案

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市立幼稚園条例（昭和 40 年亀岡市条例第 24 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和 40 年亀岡市条例第 24 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（保育料）

第 3 条 保育料は、亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の保育料に関する条例（平成 27 年亀岡市条例第 11 号）の
定めるところによる。

第 4 条を削り、第 5 条第 2 項中「第 3 条第 1 項に規定する保育料
のほか、別表第 2」を「別表」に改め、同項に次のただし書を加え
る。

ただし、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第
30 条の 4 第 2 号に該当する場合は、この限りでない。

第 5 条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とする。

別表第 1 を削り、別表第 2 中「（第 5 条関係）」を「（第 4 条関
係）」に改め、同表を別表とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、幼児教育・保育の無償化が開始されることを受け、亀岡市立幼稚園の保育料を無償とするとともに、その取扱いについて、市内の他の特定教育・保育施設と同様とすること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用すること。